

機関計画検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
高速船規則
高速船規則検査要領

改正理由

機関計画検査に関して、蒸気タービンに対する要件は鋼船規則に規定しているが、ガスタービンに対する要件は高速船規則にのみ規定している。

しかし、船舶に蒸気タービン又はガスタービンを搭載することは、当該船舶に鋼船規則が適用されるか高速船規則が適用されるかによって制限されるものではない。

このため、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、上述の規則の整合を図るとともに、高速船規則の要件と、機関状態監視保全検査（CBM）に関する IACS 統一規則 Z27 の要件との対応関係が明確になるよう、関連規定を改めた。

改正内容

高速船規則に規定する、ガスタービンに対する機関計画検査の要件を鋼船規則に移設し、高速船規則において鋼船規則を参照するよう改めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 9.1.5, 表 9.1, 表 9.2
高速船規則 2 編 3.2.6, 3.10, 表 3.10.1, 表 3.10.2
高速船規則検査要領 2 編 3.10